

平成 31 年度 昭島市立昭和中学校

運動部活動に係る活動方針

I 本校における部活動の方針

昭島市教育委員会の方針に則り、本校の生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

○部活動が知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育に位置付けられていることを踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

○生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

II 適切な休養日等の設定方針

成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ活動時間に関する資料等に基づき以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、原則として週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、週休日は少なくとも 1 日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるように、夏季・冬季休業日中の学校閉庁期間には部活動は実施しない。定期考査前1週間も同様とし、特別な場合は別に定める。

【活動時間】

- 1 1 日の活動時間は、長くとも学期中の平日では 2 時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は 3 時間程度を原則とし、できるだけ合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、活動時間には、準備・片付け及び休憩時間は含めない。
- 2 大会、練習試合等の活動時間についても、原則として上記に準じるが、大会等の規模や試合日程等に応じて活動時間を延長することがある。その際は、各顧問は生徒の健康管理や安全面の配慮を心がける。

III 該当する運動部活動名

平成 31 年度に設置し、本方針を適用する運動部活動は以下のとおりである。

- バスケットボール部 ○剣道部 ○バドミントン部 ○卓球部
○野球部 ○サッカー部 ○硬式テニス部 ○軟式(ソフト)テニス部